

令和 7 年度 第 1 回羽村市特別職報酬等審議会 会議録	
1 日 時	令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 6 時～午後 7 時 15 分
2 会 場	羽村市役所 東庁舎 4 階 特別会議室
3 出 席 者 (敬称略)	【会長】 関谷 達夫 【職務代理】 西川 美佐保 【委員】 志田 保夫、羽村 紀代子、持田 敏男、下野 剛、白鳥 英徳、戸澤 典子、渡辺 祐治、葛尾 豊 【市長】 【事務局】 総務部長、職員課長、給与厚生係長
4 欠 席 者	なし
5 議 題	(1)羽村市特別職報酬等審議会の傍聴に関する定めについて (2)会議録の作成及び公表について (3)諮問事項の内容及び資料の説明 (4)審議の進め方について (5)次回以降の開催日時の調整について
6 傍 聴 者	なし
7 配 布 資 料	次第 資料 1 令和 7 年度 羽村市特別職報酬等審議会委員名簿 資料 2 (No.1)羽村市特別職報酬等審議会条例 (No.2)羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針 (No.3)羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準 (No.4)市長等の職務について (No.5)政務活動費について (No.6)羽村市長等の給料等に関する条例 (No.7)令和 7 年度における羽村市長の給料等の特例に関する条例 (No.8)議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例 (No.9)羽村市議会政務活動費の交付に関する条例 資料 3 羽村市特別職報酬等審議会の会議の傍聴に関する定め（案） 資料 4 (No.1)羽村市特別職の報酬等の現行額と改定状況 (No.2-1～2-7)26 市特別職報酬等一覧表（市長～議員） (No.3)西多摩地区の特別職報酬（給料）月額 (No.4)26 市特別職報酬等比較（対市長給料月額） (No.5-1～5-2)26 市の人口・財政状況 (No.5-3)令和 6 年度市民一人当たり市債残高・積立金残高（グラフ） (No.5-4)用語の解説 (No.6)羽村市職員の給料等の推移 (No.7-1)26 市の議員数・政務活動費額 (No.7-2)西多摩の議員数・政務活動費額 (No.8)令和 6 年度会派別政務活動費交付状況 羽村市特別職報酬等審議会への諮問について（写）

8 会議の内容	1 委嘱状の交付 <市長から各委員へ交付>
	2 市長あいさつ (市長) 本日は御多用の中、羽村市特別職報酬等審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃から市政運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。 本審議会は、羽村市議会議員の報酬及び羽村市長、副市長、教育長の給料の額などについて御審議をいただくものです。前回の答申から一定の期間が経過していることから、現行の給料及び報酬の額について改めて御審議いただくため、今回、審議会を設置させていただいたところです。委員の皆様には、忌憚のない御意見、御審議をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。
	3 委員の紹介 <羽村市特別職報酬等審議会委員名簿により各委員を紹介（事務局）> <事務局出席職員を紹介（事務局）>
	4 会長及び職務代理の選任 <会長及び職務代理の選任方法、その役割等について、資料2 (No.1)「羽村市特別職報酬等審議会条例」により説明（事務局）> (委員) 会長は、公共的団体から推薦されている関谷委員にお願いしたい。 (委員) 異議なし <会長に関谷委員が選任される> <条例の規定に基づき、会長に対し職務代理の指定を求めたところ、西川委員を指定> <西川委員が了承され、職務代理に選任される> <会長及び職務代理あいさつ> (会長) 羽村市特別職報酬等審議会会長に選任された関谷です。審議会のスムーズな進行に努めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。 委員の皆様のそれぞれの立場や視点から、活発な御議論をいただきたいと思います。円滑な審議ができるよう、御協力をよろしくお願いします。 (職務代理) 羽村市特別職報酬等審議会の職務代理に選任されました西川です。会長の補佐役として、スムーズな議事運営の進行に努めていきたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願いします。
	5 諮問 <市長から会長へ諮問> 【諮問事項】 （別紙「諮問」の写し） ・市長、副市長及び教育長の給料の額について ・議会の議員の議員報酬の額について ・議会の議員の期末手当の支給月数について ・政務活動費の額について
	6 議事 <以降、会長により進行>

(1) 羽村市特別職報酬等審議会の傍聴に関する定め(案)について

(会長)「議事(1)羽村市特別職報酬等審議会の傍聴に関する定め(案)について」、事務局から説明をお願いします。

<資料2 (No.2)「羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針」及び資料3「羽村市特別職報酬等審議会の会議の傍聴に関する定め(案)」により説明(事務局)>

(事務局)市では行政運営の透明性を確保するため、「羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、各種審議会等は、個人情報などの情報公開条例に規定する不開示情報を取り扱う場合を除き、原則公開としている。また、それらの議事録についても原則公開としている。このため、本審議会も原則公開となり、会議の傍聴に必要な約束ごと等を規定する必要がある。事務局において審議会の傍聴に関する定め(案)を作成したので、御審議いただきたい。

(会長)事務局からの説明について、意見や質問等はあるか。

－質疑なし－

(会長)意見や質問が無いようなので、「羽村市特別職報酬等審議会の傍聴に関する定め(案)」について、事務局案のとおり決定したいがよろしいか。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

－挙手多数－

(会長)挙手多数である。「羽村市特別職報酬等審議会の傍聴に関する定め(案)」は原案のとおり承認された。題名の「(案)」を消してください。

－原案承認－

(会長)本日、傍聴の希望者はいるか。

(事務局)傍聴の希望者はなし。

(2) 会議録の作成及び公表について

(会長)会議録の作成及び公表について、事務局から説明をお願いします。

<資料2 (No.3)「羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準」により説明(事務局)>

(事務局)「羽村市情報公開条例」第23条第1項の規定において、実施機関が保有する情報を公表または提供しなければならないとしていることから、当審議会も「羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準」に基づき、会議録を作成し公表する。

会議録の記録方法は、当審議会では要点記録としたいと考えている。また、出席者の氏名は公表することが原則であるが、当審議会は報酬に関する審議をすることから、利害関係等が生じることが想定されるため、発言者の氏名は記録せず、「委員」と記録して公表したいと考えている。記録方法と発言者氏名の2点について審議願いたい。なお、公表にあたっては、事前に各委員に内容を確認していただく。

(会長)事務局からの説明について、意見や質問等はあるか。

(委員)会議録の作成方法は事務局の説明のとおりで良いが、録音データも記録として残した方が良いと考えるが、いかがか。

	(会長) 事務局の回答をお願いする。 (事務局) 議事録は要点記録として作成することとしたいが、録音した電子データも記録として残すこととしたいと考えている。 (委員) 承知した。 (会長) ほかに意見や質問等はあるか。 －質疑等なし－ (会長) 意見や質問等がないようなので、会議録の作成及び公表については、要点記録とし、発言者の氏名は「委員」として記載することとしたいがよろしいか。賛成の方は挙手をお願いする。 －挙手多数－ (会長) 挙手多数である。会議録の作成及び公表については、原案のとおり承認された。 －原案承認－
	(3) 諮問事項の内容及び資料の説明 (会長) 諮問事項の内容及び資料について、事務局から説明をお願いする。 ＜配布資料について説明（事務局）＞ 資料 2 (No.1) 羽村市特別職報酬等審議会条例（説明済で省略） (No.2) 羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針 (No.3) 羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準（説明済で省略） (No.4) 市長等の職務について (No.5) 政務活動費について (No.6) 羽村市長等の給料等に関する条例 (No.7) 令和 7 年度における羽村市長の給料等の特例に関する条例 (No.8) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例 (No.9) 羽村市議会政務活動費の交付に関する条例 資料 4 (No.1) 羽村市特別職の報酬等の現行額と改定状況 (No.2-1～2-7) 26 市特別職報酬等一覧表（市長～議員） (No.3) 西多摩地区の特別職報酬（給料）月額 (No.4) 26 市特別職報酬等比較（対市長給料月額） (No.5-1～5-2) 26 市の人口・財政状況 (No.5-3) 令和 6 年度市民一人当たり市債残高・積立金残高（グラフ） (No.5-4) 用語の解説 (No.6) 羽村市職員の給料等の推移 (No.7-1) 26 市の議員数・政務活動費額 (No.7-2) 西多摩の議員数・政務活動費額 (No.8) 令和 6 年度会派別政務活動費交付状況

(会長) 事務局から資料の説明があったが、一度整理しておきたい。

これから審議するのは、行政の市長・副市長・教育長の給料についてと、議会の議長・副議長・常任委員会の委員長・議員の報酬、期末手当、政務活動費についてである。その審議のための資料として、現行水準や他市との比較資料、財政状況の資料がある。あらためて、これらの資料について質問等はあるか。

(委員) 民間企業で昇給を考える時には、まずは会社の業績を考える。ここで言う、まずは市の歳入の推移を確認しないといけない。それから、人件費の推移も情報として共有する必要があると思う。また、近隣自治体と比較して、市がどの位置にあるかということが市民の納得性を高めるためには重要と思う。

(会長) 他自治体との比較資料は出ているものもあるが、歳入や人件費率など整理していただくのが良いか。

(事務局) 資料 4 のNo.5-1 に、令和 6 年度の歳入決算額や人件費比率の数字をまとめているが、推移は示していない。推移がわかるような資料を次回までに準備する。

(会長) よろしく願います。他に質問や「今後の審議のためにこういう資料がほしい」などの意見はあるか。

(委員) 本審議会で結論を出すまでに、どのくらいの時間があるのか。

(事務局) 最終的に答申をまとめ、本審議会から市長への答申を年内にお願いできればありがたい。第 2 回の審議会は 10 月 27 日に開催予定であるので、次に 11 月～12 月にもう 1 回開催し、答申をまとめて、12 月中に市長に答申するというスケジュールを考えている。

(会長) 年内を目途にまとめていくというスケジュールについて説明があった。了承いただけるか。

(委員) 資料については、単年度の資料は出ているが、やはり推移のデータが必要だ。それが将来に向けてどうなるのかという予測が必要になってくると思う。職員の給料、物価、人件費などについて、推移がわかる資料があると理解しやすい。

(会長) 次回に用意することを事務局で検討いただくということでよろしいか。

(事務局) 資料 4 のNo.6 では、グラフではないが、人事院勧告、東京都人事委員会勧告、職員の平均給料、市の給与改定率、職員の平均年齢などの推移を数字で記載している。また、東京都最低賃金、消費者物価指数の推移を記載しているので、参考に御覧いただきたい。

また、御意見いただいた「今後の予測」について、市の歳入や人件費の見通しとして現時点で市がオフィシャルに公表しているデータはない。社会情勢等の変化が激しい時代の中では、歳入も年度によって大きく変わってくるので、見通すことが難しい。これまでの推移や近隣自治体との比較などにより判断いただきたい。

(会長) 委員の意見を踏まえて整理して、可能な範囲での資料提供を事務局に願います。他に意見や質問等はあるか。

－質疑等なし－

	(会長) それでは、事務局から説明のあった資料と、委員からの意見を踏まえて今後の議論を進めていくこととする。
	(4) 審議の進め方について (会長) 今後の審議の進め方について確認する。 今回の諮問事項は 4 項目あるが、効率的に議論が進むように、これを大きく 3 つに分けて進めていくこととしたいので、よろしくお願いします。 本審議会の全体のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。 (事務局) あらためて説明させていただく。本日の開催が第 1 回である。主な審議は第 2 回と第 3 回で行い、第 4 回で答申案の確定を図りたいと考えている。 (会長) 審議の進め方についての説明をお願いします。 (事務局) 先程お配りした諮問書の写しを御覧いただきたい。諮問事項が 4 点あるが、1 点目と 2 点目を合わせて「特別職の給料及び報酬の額」、3 点目の「議員の期末手当の支給月数」、4 点目の「議員の政務活動費」の 3 つに区分したいと考えている。 (会長) それでは、事務局の説明にあったように、諮問事項 4 点を 3 つの大きな項目に分けて、今後の審議を進めていくことにしたい。 － 異議なし－
	(5) 次回以降の開催日時の調整について (会長) 事務局から説明をお願いします。 (事務局) 第 2 回審議会は、令和 7 年 10 月 27 日（月）午後 6 時から、この会場で開催予定である。第 3 回以降の日程は、改めて調整させていただく。
	7 その他 (会長) 議事は以上である。全体を通して、何か質問等はあるか。 (委員) 特別職の報酬等は自治体により差が出ているが、格差があるのはなぜか。次回でも良いので説明をお願いしたい。 (事務局) 次回の会議で説明できるよう、確認しておく。 (会長) その他に事務局から何かあるか。 ＜事務局から事務連絡＞ ①委員報酬の振込口座について ②マイナンバー申告書について (会長) 以上をもって、第 1 回特別職報酬等審議会を終了とする。